

## 矯正実務の現状

### 目次

1. 刑務官の教育・研修の現状
2. 組織の監督体制の現状
3. 処遇調査・処遇要領の現状
4. 処遇上配慮を要する者の処遇の現状
5. 不服申立制度の現状
6. 刑事施設視察委員会制度の現状

## 1 . 刑務官の教育・研修の現状

# 1 - 1. 刑務官に対する研修の現状

## ○研修体制

矯正研修所（東京都昭島市）のほか、全国7か所の矯正研修所支所等において、全国の刑務官に対して、職務上必要な知識や技能を修得させることを目的として研修を実施

- ・初等科 新採用刑務官に対する教育訓練（約8か月間：OJT6か月間、集合研修2か月間）
- ・中等科 入所試験合格者等に対する初級幹部職員となるための教育訓練（約3か月間）
- ・高等科 入所試験合格者等に対する上級幹部職員となるための教育訓練（約6か月間）
- ・専攻科 矯正実務に必要な知識及び技能に関する教育訓練（3か月の範囲内）等

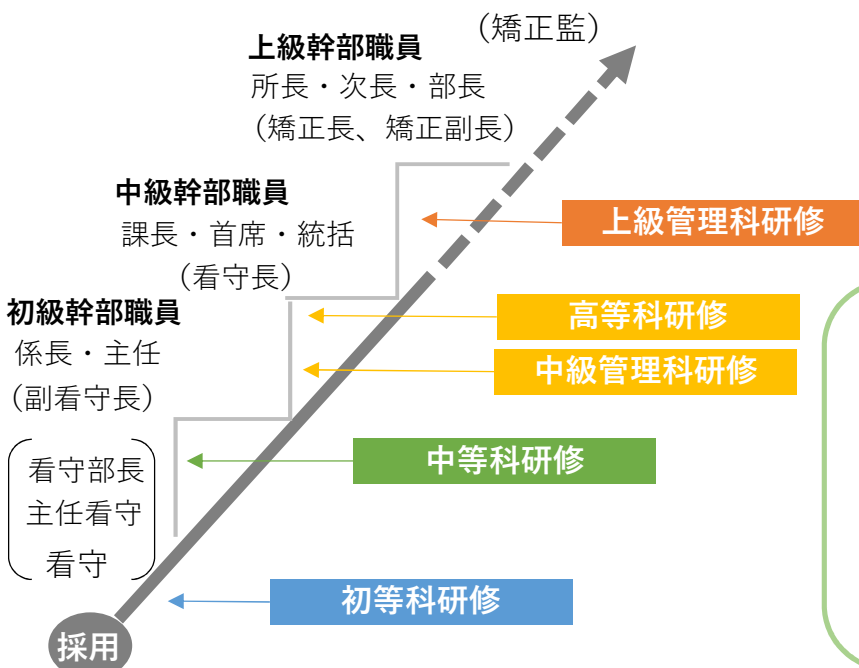
## ○研修内容等

- 憲法及び人権に関する諸条約を踏まえた被収容者の人権に関する講義や、社会福祉施設における介護等体験実習の実施に加え、行動科学的な視点を取り入れた研修を実施。（令和2年度以降、介護等体験実習の実施は見合せ）
- 精神的問題を抱えた被収容者の割合が増加していることから、精神医学に係る研修科目を設け、精神保健・精神障害者福祉に関する基礎的知識等を習得。
- その他、職業倫理、刑事法・少年法、刑事政策、刑事収容施設法、被収容者処遇の国際準則、矯正心理学・矯正教育学・矯正社会学、矯正医学、救急法、矯正護身術、集団行動訓練 等

# 1 - 2. 刑務官の人材育成

## ○ 刑務官のキャリアプランについて

採用後、初等科に入所、3年目以降に部内の競争試験を経て初級幹部職員の養成を目的とした「中等科研修」に入所、さらに、競争試験を経ることで、上級幹部職員の養成を目的とした「高等科研修」に入所し、刑務所等の課長や部長、施設長などの上級幹部へ登用



＜コロナ禍の初等科研修＞

- R2年度 通信研修
- R3年度 通信研修
- R4年度 集合研修と通信研修
- R5年度 集合研修（原則）

人材育成・人事管理の方向性

### 専門性の向上

- ・矯正職員の専門性の向上
- ・専門性を発揮し得る人事管理構築

### 学習機能の強化

- ・任用研修課程への志願者増の推進
- ・多様な人材の確保による活性化
- ・採用3年未満職員の教育訓練充実

(採用試験の区分)

- ・刑務官採用試験（一般／武道（柔道・剣道）／社会人）
- ・刑務官選考採用試験（令和2年度）
- ※それぞれにA（男子）、B（女子）区分がある

# 1-3.その他

## ○ 刑事施設特有の制約

刑務官は、執務時間内外の場面において、**職務上の指示**により、①ないし⑧のような様々な制約がある。

### ①他行外泊届

- ・非常時の招集可否の判断のため、一定時間以上の外出又は外泊に関して事前に届け出ている。

### ②集会届

- ・非常時の連絡のため、一定数以上の職員が集まる場合、参加者の氏名、集合場所、同場所の電話番号等を事前に届け出ている。

### ③自宅待機班

- ・非常時に直ちに登庁できる職員を確保するため、一定数の職員を班単位で編成し、順点で月に2～3回、自宅待機当番が割り当てられる。同日は、外出制限や飲酒の制限等の制約を受ける。

### ④官舎への居住

- ・非常時に直ちに登庁できるように施設に隣接して官舎が設置されている。若年職員の大半が官舎に居住している。

### ⑤武道訓練等への参加

- ・矯正護身術のほか武道訓練（柔道又は剣道）を実施している。毎月一定回数以上の出席が必要とされ、出席回数が満たない場合は、理由書の提出を求められることもある。

### ⑥非常招集訓練

- ・非常時の招集を円滑にするため、携帯電話番号及びメーリングリストを活用した訓練を実施している。そのため、常に携帯電話の着信等を意識しなければならない。

### ⑦携帯電話等の持込制限

- ・私物の通信機器の戒護区域（いわゆる被収容者エリア）内への持込みは制約されている。

### ⑧その他

- ・24時間勤務を前提とした勤務体制
- ・髪型等の制約
- ・各種検査  
(携帯電話持込み、ロッカー施錠の有無  
宿舎等の確認など)

## 2. 組織の監督体制の現状

## 2 - 1 . 刑事施設の監査・監督体制

### ○監督体制図



### ○監査の実施

#### ◆実地監査

法務大臣から指名された監査官が**毎年1回**各刑事施設の運営状況を監査。

#### ◆特別監査

深刻な職員不祥事や重大な保安事故が発生した場合などに、事実関係を確認し、再発防止措置を執ることを目的とした監査。

#### ◆その他専門監査（事務調査）

人事、会計等特定の業務を対象とした監査。

### ○実地監査の方法（令和4年度）

- ・全国の矯正施設を矯正局、矯正管区で分担し、各矯正施設に対して毎年1回実施。
- ・矯正局では、札幌刑務所、宮城刑務所、府中刑務所、名古屋刑務所、大阪刑務所、広島刑務所、高松刑務所、福岡刑務所、東京拘置所、大阪拘置所の**10庁は2年に1回**、その余の施設は3年に1回実施している。

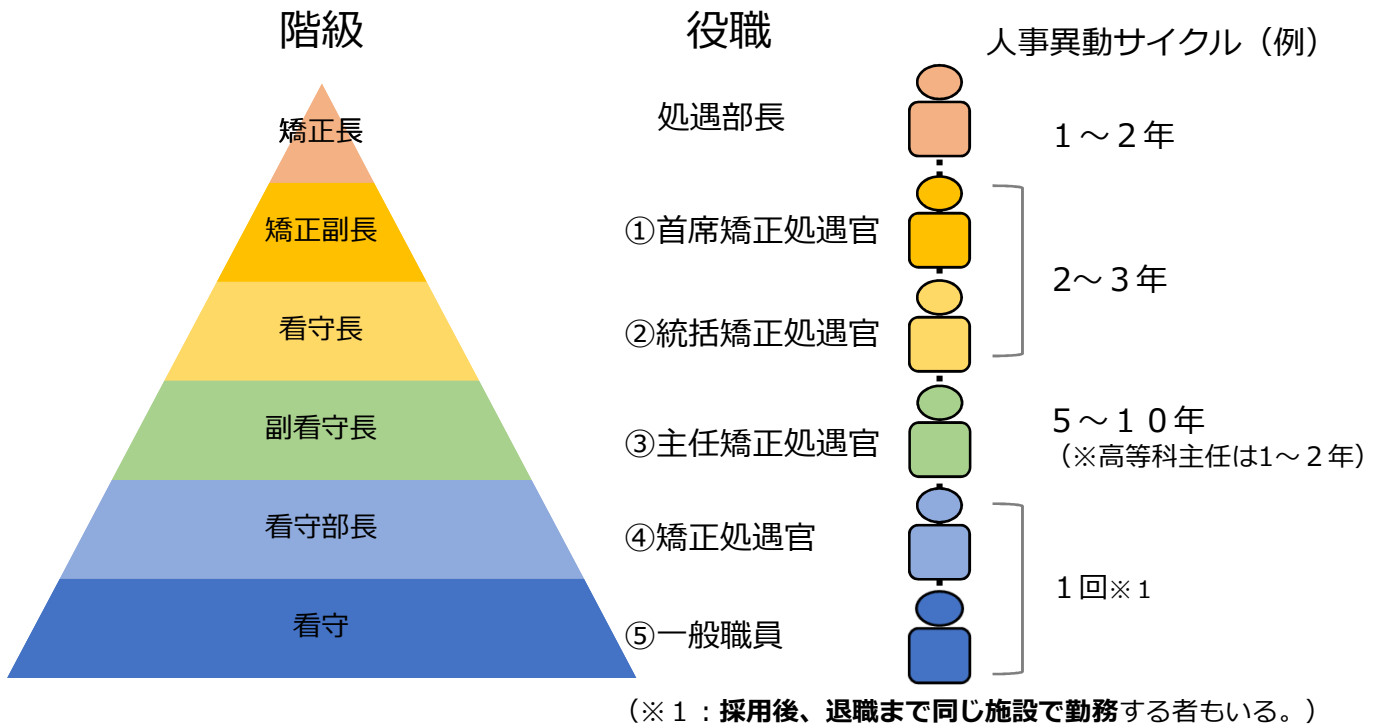
	刑事施設	少年院	少年鑑別所
矯正局	27	13	16
各矯正管区	46	27	35

- ・監査ごとに各所管課から職員を招集し、チームを編成している。
- ・一施設の事務調査期間は、刑事施設6時間以上、少年施設4時間以上、所内視察を含めて1日～1日半。

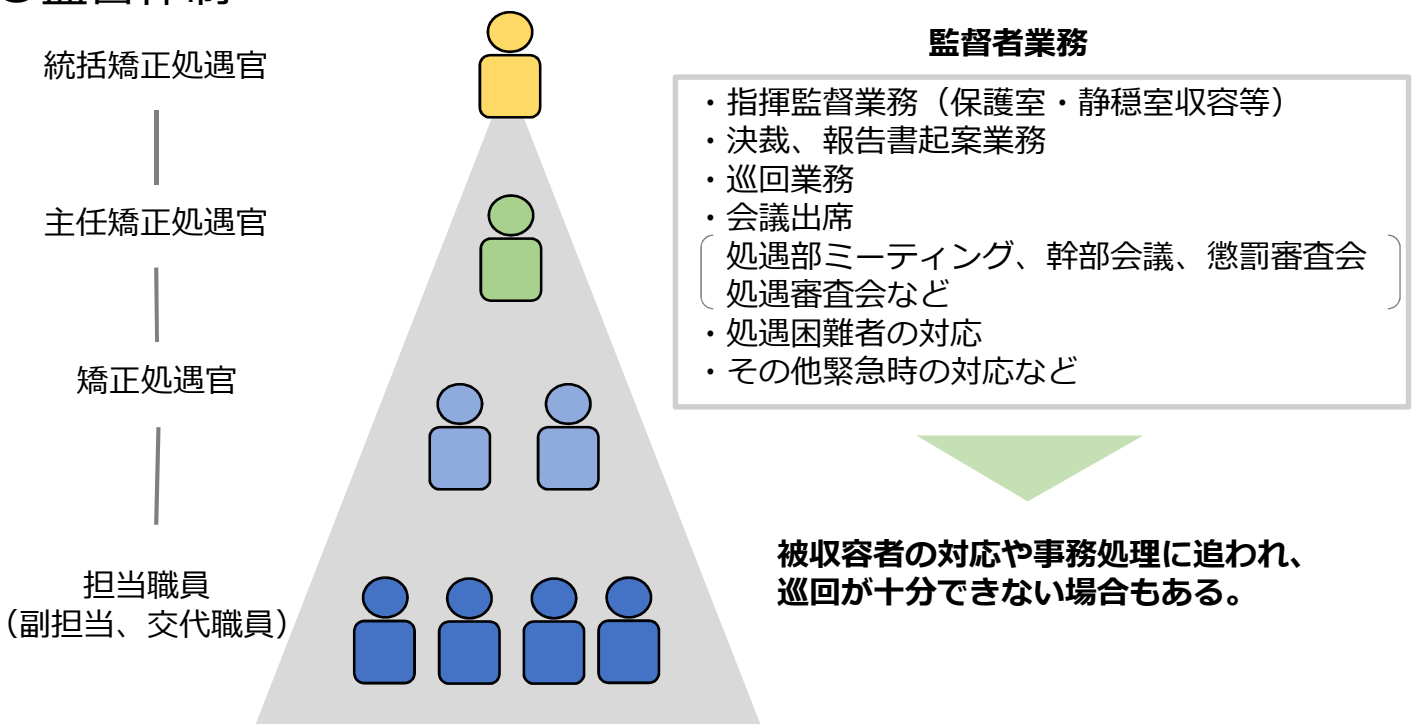
## 2-2. 刑事施設の処遇部門（平日）

### ○組織体系

①首席矯正処遇官をトップとし、訟務・外部交通、警備、工場、経理・居室等をそれぞれ担当する②統括矯正処遇官を置き、それぞれの統括矯正処遇官のもとに③主任矯正処遇官、④矯正処遇官（ベテラン副看守長・看守部長等）、⑤一般職員（担当職員等）を置いている。



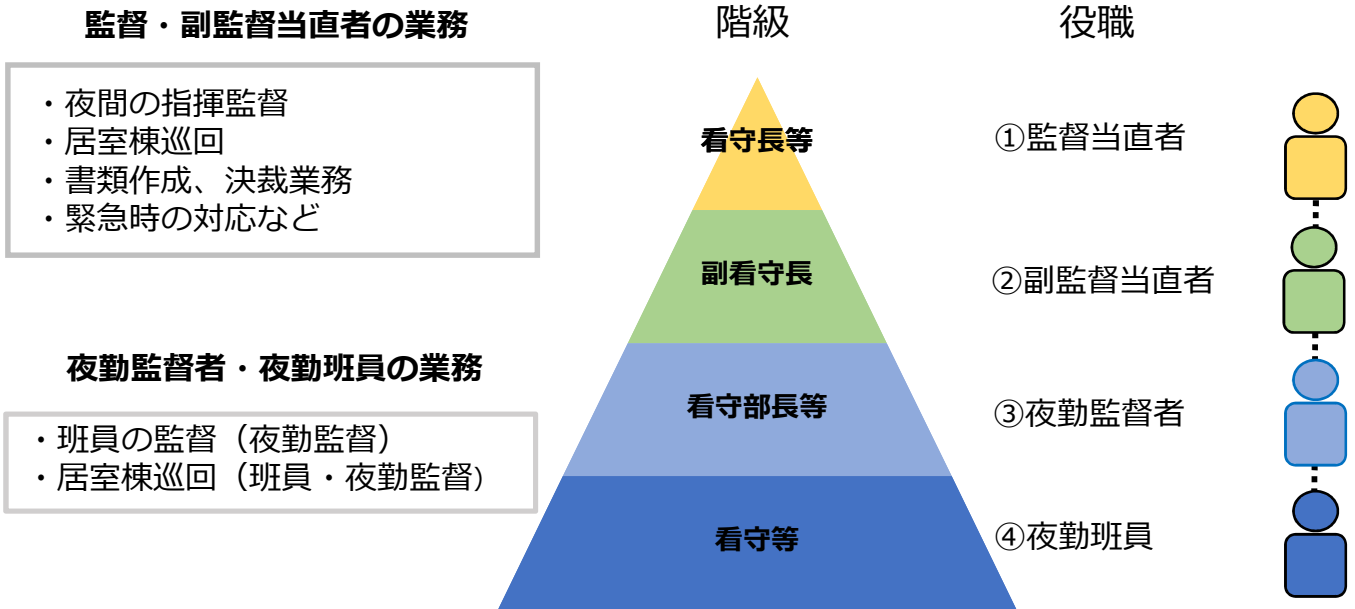
### ○監督体制



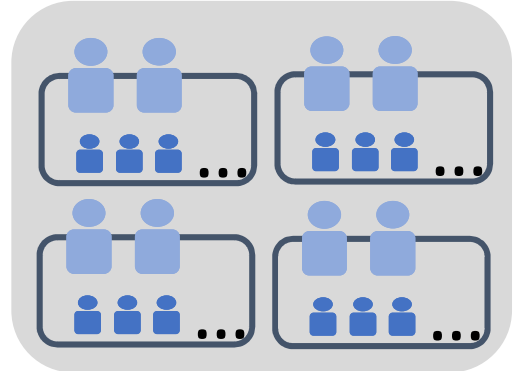
## 2-3. 刑事施設の処遇部門（夜間・休日）

### ○組織体系（夜間・休日）

①監督当直者（統括矯正処遇官等）の下に、②副監督当直者（主任矯正処遇官）を配置し、③夜勤監督者の監督指導の下で、④夜勤班員が巡回勤務等を行っている。



#### 夜勤班の構成（4部制）



#### 監督・副監督当直者

- ・施設全体を少人数で監督。
- ・事故発生時は、指揮監督し、事態を収拾した後、多くの事務処理が必要。

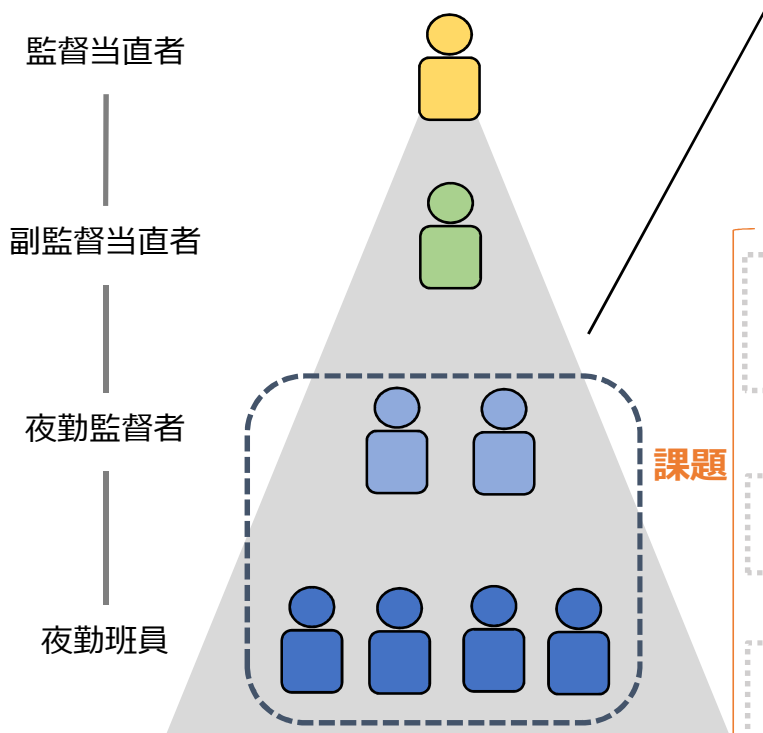
#### 夜勤監督者

- ・特定の被収容者の対応に時間を要し、監督巡回を十分にできない。

#### 夜勤班員

- ・監督者が多忙であると、報告や相談を躊躇。

### ○夜間の監督体制





### 3. 処遇調査・処遇要領の現状

# 3 - 1 . 処遇調査

## ○ 処遇調査の概要

- 「**処遇調査**」とは、受刑者の処遇に必要な基礎資料を得るため、その資質及び環境に関して科学的な調査を行うこと。
- **処遇指標**（※）・**処遇施設の指定**や**処遇要領の策定**に用いられるほか、処遇上の参考資料となる。
- 法務技官（心理）等により、面接、診察、検査、行動観察、公務所等への照会などの方法で実施。

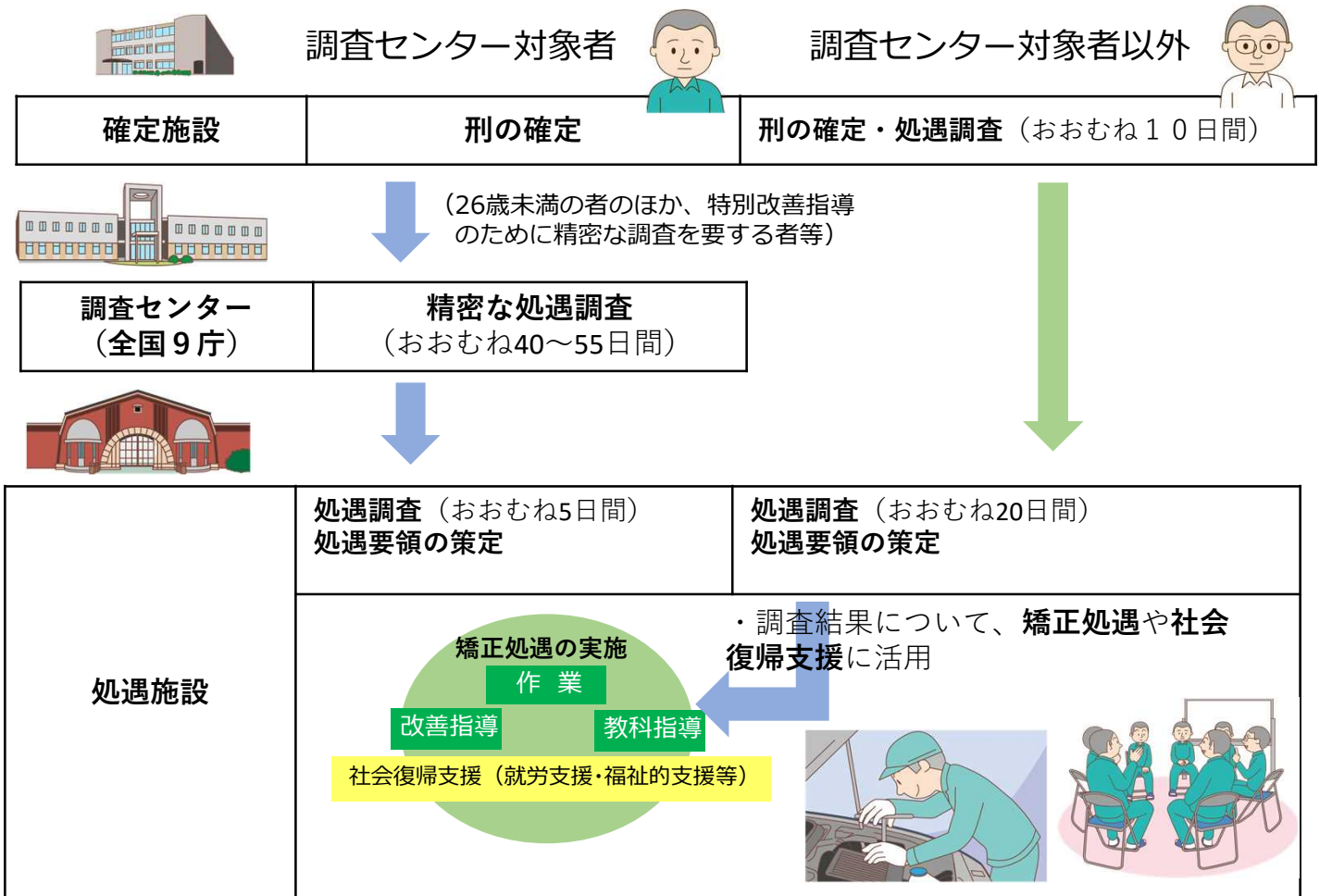
### 処遇調査における調査事項

- ・精神状況 ・身体状況 ・生育歴、教育歴、職業歴 ・暴力団その他の反社会的集団への加入歴
- ・非行歴及び犯罪歴並びに犯罪性の特徴
- ・家族その他の生活環境 ・職業・教育等の適性及び志向
- ・将来の生活設計 ・その他受刑者の処遇上参考となる事項



※ 受刑者に実施すべき矯正処遇の種類及び内容並びに受刑者の属性及び犯罪傾向の進捗を示す指標

## ○ 処遇調査の流れと活用



## ○ 課題

### ・処遇調査票の記載要領の在り方

処遇調査票の記載要領は定めているものの、記載内容や記載方法等が必ずしも統一されていないことから、施設間でばらつきが認められる。

### ・処遇調査結果の情報共有・活用の在り方

処遇調査結果の関係部門との共有方法は施設の判断に委ねられており、必要な情報が必要な職員に行き渡っているか定かではない。処遇部門における活用が、自殺・逃走等の防止といった収容の確保や作業指定を中心とするものになっている可能性がある。

## (参考) 受刑者の集団編成等

- 受刑者の集団編成の基準
  - ① 矯正処遇の種類及び内容
  - ② 属性（刑名、刑期、性別、年齢等）
  - ③ 犯罪傾向の進捗
- 刑事施設の長は、判定基準に基づき、受刑者ごとに上記①～③を示す処遇指標を指定する。
- 刑事施設は、処遇指標に対応する処遇区分が指定されている。

### 処遇指標（①矯正処遇の種類及び内容）

種類	内 容	符号	
作 業	一般作業	V 0	
	職業訓練	V 1	
改善指導	一般改善指導	R 0	
	特別改善指導	薬物依存離脱指導	R 1
		暴力団離脱指導	R 2
		性犯罪再犯防止指導	R 3
		被害者の視点を取り入れた教育	R 4
		交通安全指導	R 5
		就労支援指導	R 6
教科指導	補習教科指導	E 1	
	特別教科指導	E 2	

### 処遇指標（②属性）

属 性	符号
拘留受刑者	D
少年院への収容を必要とする16歳未満の少年	J t
精神上的の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	M
身体上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	P
女子	W
日本人と異なる処遇を必要とする外国人	F
禁錮受刑者	I
おおむね26歳未満の者のうち、小集団を編成して、少年院における矯正教育の手法や知見等を活用した矯正処遇を実施する必要があると認められるもの	U
少年院への収容を必要としない少年	J
執行すべき刑期が10年以上である者	L
少年審判で検察官送致となった時に20歳未満であった者のうち、可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる20歳以上26歳未満のもの	Y j
可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる26歳未満の成人	Y

## 処遇指標 (③犯罪傾向の進度)

犯罪傾向の進度	符号
犯罪傾向が進んでいない者	A
犯罪傾向が進んでいる者	B

## 処遇上の参考符号

処遇上の参考符号	符号
18歳以上の少年	e
精神医療のために医療を主として行う刑事施設等に収容する必要はないが、精神医療上の配慮を要する者	m
身体医療のために医療を主として行う刑事施設等に収容する必要はないが、身体医療上の配慮を要する者	p
入浴、排せつ、食事、歩行等日常生活における基本的な動作に支障があり、居室の指定、作業の指定その他の処遇上の配慮を要する者	s

## 受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）の概要・構成

### 【概要】

※Gは「General」（一般の）の頭文字

- 受刑者の再犯の可能性等を客観的、定量的に把握することを目的に開発
- 実施結果は、犯罪傾向の進度の判定及び処遇要領の策定等の際の基礎資料等として活用
- 受刑者の特性に応じた指導、支援の実施をより一層強化

※動的領域等を含む改訂版を開発中

### 【調査項目の構成】



## Gツールの実施・結果の活用

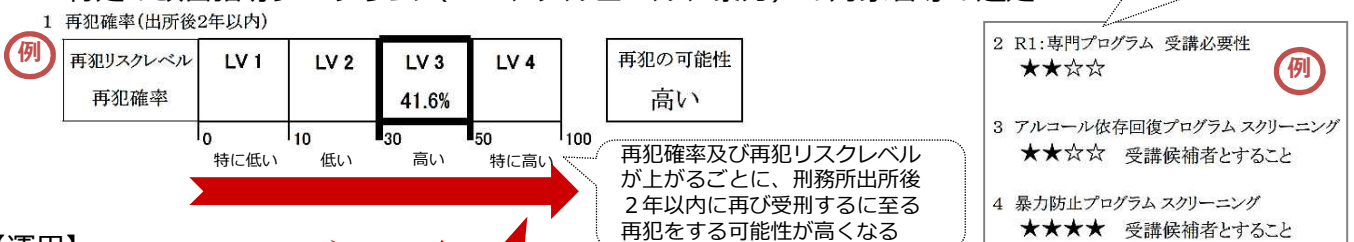
### 【実施要領】

- ✓ 対象者・原則として、刑事施設に収容された全受刑者
- ✓ 実施時期・原則として、確定施設等（男子）・処遇施設（女子）における刑執行開始時調査時
- ✓ 実施及び解釈上の留意点・実施手引に従い、他の情報と合わせ総合的に実施

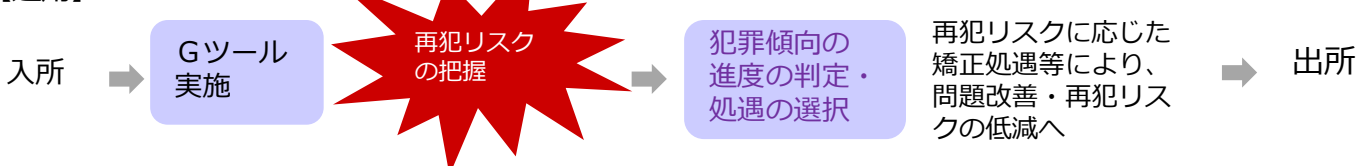
### 【結果の活用】

- ✓ 犯罪傾向の進度の判定
- ✓ 処遇要領における矯正処遇の目標、内容等の設定
- ✓ 特定の改善指導プログラム（R1、アルコール、暴力）の対象者等の選定

★印で4段階で示し、★の数が増えると、受講の必要性・優先度等が高まる



### 【運用】



## 3-2. 処遇要領

### ○処遇要領の概要

- 「**処遇要領**」とは、矯正処遇の目標やその基本的な内容・方法を受刑者ごとに定める、矯正処遇の実施の要領のこと。
- 処遇要領を定めるに当たっては、改善更生及び円滑な社会復帰の支障となる事情、心身の状況、執行すべき刑期、釈放後の生活設計等を総合的に考慮。
- 確定施設での処遇調査の結果を踏まえ、処遇施設でより詳細な処遇調査を行った上で、刑執行開始時指導が終了するまでに定める。
- 必要に応じ、受刑者の希望を参酌。受刑者に対して、その内容について説明を行うとともに、定期的又は随時に行う再調査の結果に基づき、必要がある場合には変更を行う。
- おおむね6月ごとに1回（必要があれば随時）、矯正処遇の目標の達成状況について評価。

### 処遇要領票 様式（例）

作成年月日		
<b>処 遇 要 領 票</b>		施 設 名
		番 号
		氏 名
矯正処遇の目標	【例】 ・不正薬物の危険性や害悪を理解させ、薬物使用を断ち切る決意を固めさせる。 ・暴力団の害悪を認識させ、暴力団からの離脱の意思を固めさせる。 ・被害者や遺族への謝罪の気持ちを深めさせる。	
矯正処遇の内容・方法	作業	【例】 一般作業 職業訓練 フォークリフト運転科
	改善指導	【例】 一般改善指導 薬物依存離脱指導
	教科指導	【例】 補習教科指導 特別教科指導
矯正処遇実施上の留意事項	【例】 p：高血圧 m：不眠	
備 考	【例】 文字の読み書きが困難であり、ひらがな表記の目標を配布する。	

○刑期、罪名のほか、配慮を要する特性等の基礎情報がない。

○各矯正処遇の内容を記載しているものの、方法に係る記載はない。

### ○課題

#### ・処遇要領の在り方

処遇要領に盛り込まれる情報が必ずしも十分とは言えず、処遇要領のみでは処遇上必要な情報を把握することができない。

#### ・処遇要領の共有・活用の在り方

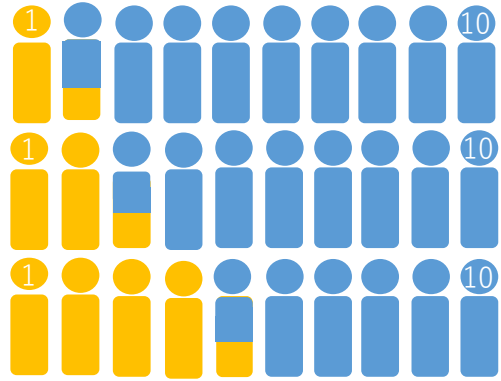
処遇要領の関係部門との共有方法は施設の判断に委ねていることから、必要な情報が必要な職員に行き渡っているか定かではなく、十分に活用されていない可能性がある。

## 4. 処遇上配慮を要する者の処遇の現状

# 4-1. 高齢者・障害者に対する処遇

## ○ 収容状況

- 全受刑者のうち、
  - 65歳以上の高齢受刑者は、14.4%  
(5,542名 14.4% (令和3年末 矯正統計年報))
  - 精神医療上の配慮等を要する者は、23.1%  
※処遇指標にM又はmが付いている者 (8,834名 (令和3年末 特別調査))
  - 身体医療上の配慮等を要する者は、46.1%  
※処遇指標にP又はpが付いている者 (17,666名 (令和3年末 特別調査))



いずれも複数該当する者がいる

## ○ 高齢受刑者・疾病又は障害を有する受刑者に対する処遇

### <高齢受刑者に対する処遇>

- 日常生活上の配慮等
  - 車いす等の歩行介護機器の貸与、補正器具（眼鏡、補聴器等）の使用、食事の変更、保温のための衣類・寝具の増貸与など
- 作業
  - 高齢受刑者を集団に編成し、刑務作業の時間の短縮、軽作業や機能向上作業（一部施設）を実施
- 改善指導
  - 社会復帰支援指導プログラムや健康運動指導等を実施
- 社会復帰支援等
  - 認知症スクリーニング検査及び医師による診察を実施
  - 保護観察所や地域生活定着支援センター等と連携し、特別調整を実施
  - 社会福祉士等により、出所後の各種福祉制度の利用等に関する相談や助言を実施



### <疾病又は障害を有する受刑者に対する処遇>

- 日常生活上の配慮等
  - 車いす等の歩行介護機器の貸与、障害者生活支援スタッフを配置等し、日常生活上の配慮を実施
  - 他の受刑者との集団行動が難しい場合は、身体機能に合わせた処遇を実施
- 作業
  - 疾病又は障害に応じ、軽作業や機能向上作業（一部施設）を実施
- 改善指導
  - 教材や指導方法を工夫し、内容の理解を促進
- 社会復帰支援等
  - 特別調整を実施するほか、外部専門医師による診察を実施して障害者手帳の取得に向けた支援を実施
- 医療的な配慮等
  - 医療刑務所等においては、カウンセリング等の精神療法、作業療法、薬物療法等の治療を実施
  - 一般施設においても、治療を必要とする場合は、施設の医師や外部専門医師による診察を実施

### <様々な職域の職員の関与>

#### ○ 福祉職員等の配置施設

刑事施設（一部拘置所等を除く）に福祉職員等を配置し、様々な職域の職員が受刑者に関与

	福祉専門官 (常勤)	社会福祉士 (非常勤)	精神保健 福祉士 (非常勤)	介護福祉士 (非常勤)	介護専門 スタッフ (非常勤)	健康運動 指導士 (招へい)
令和4年度	57	67	8	8	40	39

※精神保健福祉士等は、医療刑務所等に配置

## ○ 官民協働施設における特化ユニットでの取組

各施設において、精神又は身体に障害を有する者及び高齢受刑者を処遇する「特化ユニット」による処遇を実施

### ○ 特化ユニットプログラムの一例

※ 施設名横の括弧内は収容定員 (令和5年2月末現在)

喜連川社会復帰促進センター (1,956名)

#### ○ フラワーセラピー

**(目的)** フラワーアレンジメントを通じて、創作の達成感等を感じさせ、自己回復、自信創出、他者の受容性等を高める。

**(内容)** フラワーアレンジメントの創作、他者への創作テーマ等を発表する。

播磨社会復帰促進センター (1,000名)

#### ○ ドローンを用いた作業療法

**(目的)** ドローン操作を通じて認知機能訓練、視空間把握力、上肢の操作性や手指の巧緻性を向上させる。

**(内容)** 競技用ドローン进行操作し、複合的な機能訓練を行う。

島根あさひ社会復帰促進センター (2,000名)

#### ○ 石見地方伝統の焼き物・和紙の製作

**(目的)** 自尊感情や社会交流技能の再獲得を図り、就労を含めた社会復帰の基礎とする。

**(内容)** 石見地方の伝統工芸品を原材料の加工から仕上げまで実施する。



## 4 - 2. 処遇上特に配慮を要する者の処遇

### ◎ 特性に応じた処遇

#### <昼夜居室処遇の受刑者に対する処遇>

##### ○ 孤立化の防止・集団処遇に復帰することへの動機付け

昼夜居室処遇の受刑者に対し、月2回以上、集団で処遇する機会を設けることを定め、運動・作業の集団実施等を実施（平成23年～）

#### <暴行要注意者の受刑者に対する処遇>

##### ○ 負傷等の防止

職員及び被収容者の双方に負傷が生じないように対応すべきであるため、通常よりも多くの職員を配置したり、相応の警備用具等を使用して対応

#### <自殺、自傷要注意者の受刑者に対する処遇>

##### ○ 自殺、自傷の防止

必要に応じて自傷等に供されるおそれのある物品等の所持を制限するほか、自殺判定表を用いたリスクの把握、定期又は臨時による居室等の検査の実施、綿密な心情把握・動静視察を徹底するための面接を実施

#### <暴力団関係受刑者に対する処遇>

##### ○ 警備体制の確立

組織の抗争等を踏まえた上での分散収容のほか、職員の籠絡等を防止するための組織的対応を実施

### ◎ 専門的知見の活用

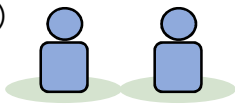
#### ○ 心理技官等の専門的知見の活用

少年鑑別所及び少年院の心理技官や法務教官を刑事施設に派遣し、カウンセリングや処遇指針策定のための情報提供等を行う取組を実施（平成15年～）

## 4 - 3. 名古屋刑務所の勤務体制の課題（昼夜居室棟）

### <<被収容者・職員配置状況>>

（日中）



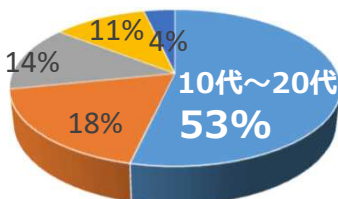
職員2名（担当・副担当）で  
約25名の被収容者を担当

（夜間・休日）



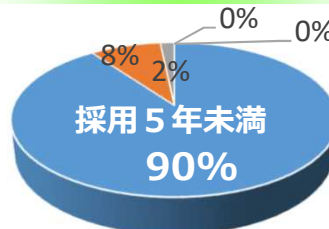
休日・夜間の時間帯によるものの、  
職員1名で最大約100名の被収容者を担当

### <<夜勤職員の年齢構成>>



■ 10~20代 ■ 30代 ■ 40代 ■ 50代 ■ 60代

### <<夜勤職員の勤務年数構成>>



夜勤職員は、若年職員の割合が高い。

（令和4年12月31日現在）

### <<昼夜居室棟における処遇上配慮を要する者の受持ち状況>>



65歳以上の高齢者（約15名）

精神医療上の配慮を要する者（約40名）

身体医療上の配慮を要する者（約50名）

暴力団関係者（約20名）

要注意者等（約15名）

※ 重複する者もいる。



## 5 .不服申立制度の現状

# 5 - 1. 不服申立制度

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律においては、以下の不服申立制度が設けられている。

## ○ 審査の申請（矯正管区長）・再審査の申請（法務大臣）

信書の発受の差止め、懲罰等の刑事施設の長による一定の措置について、その取消し等を求めるもの

## ○ 事実の申告（矯正管区長、法務大臣）

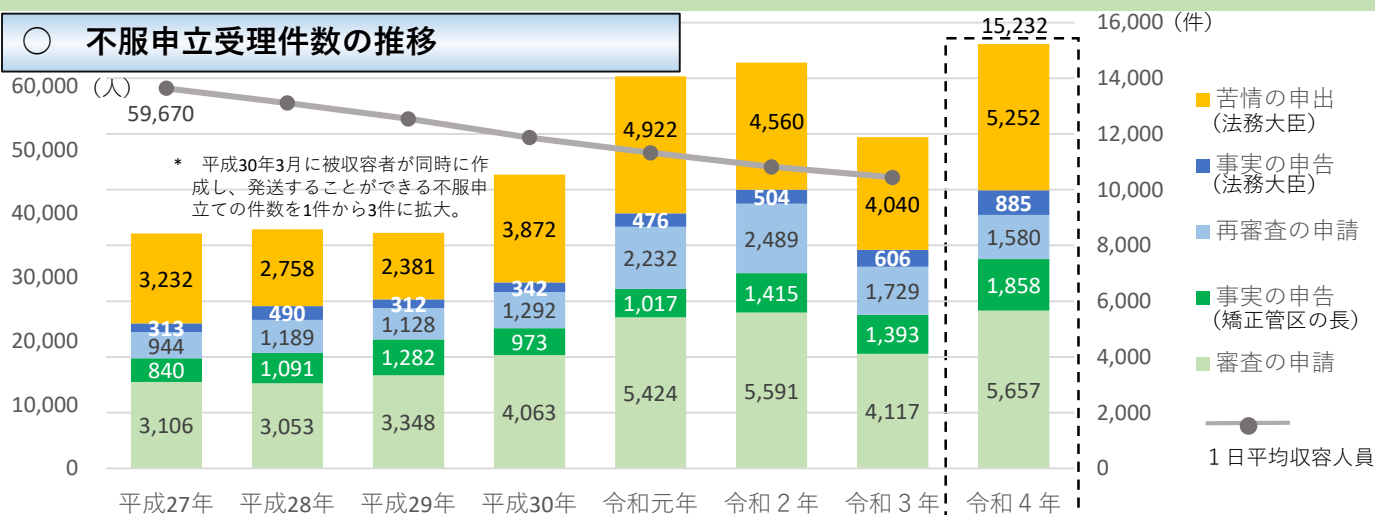
被収容者の身体に対する違法な有形力の行使等の刑事施設の職員による一定の事実行為について、その事実の確認を求めるもの

## ○ 苦情の申出（法務大臣、監査官、刑事施設の長）

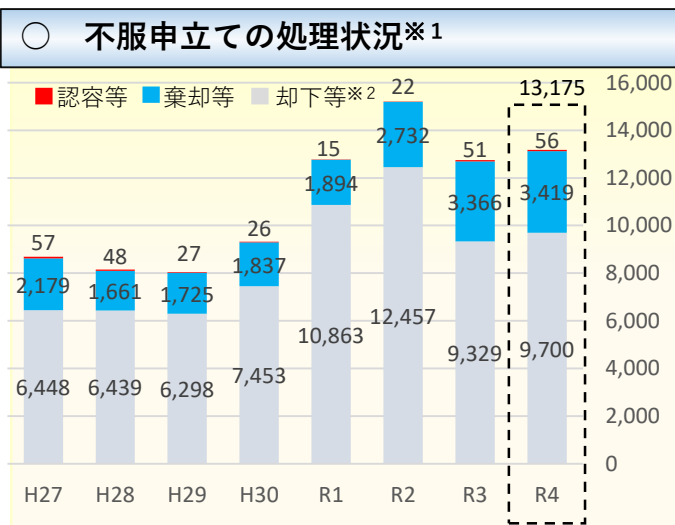
自己が受けた処遇全般について、苦情を申し出るもの

# 5 - 2. 近年の不服申立ての状況

## ○ 不服申立受理件数の推移



## ○ 不服申立ての処理状況※1



## ○ 法務大臣宛て不服申立件数別の人数等

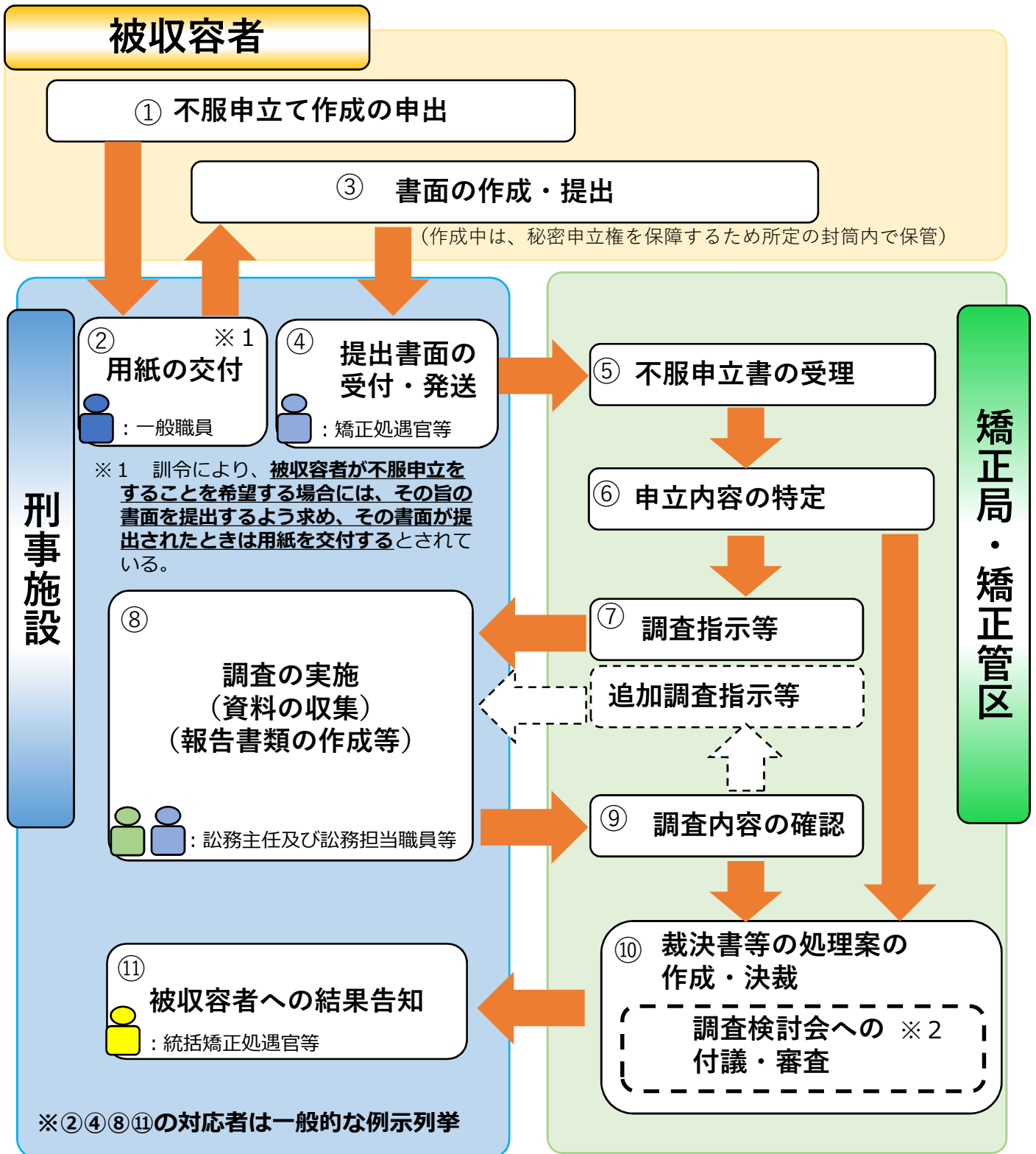
大臣苦情		H28	H29	R3	R4
年間10件以上	人数	49	40	104	113
	件数	1,003	779	2,170	3,498
年間10件未満	人数	908	828	674	642
	件数	1,755	1,602	1,870	1,754
事実の申告		H28	H29	R3	R4
年間10件以上	人数	5	7	11	15
	件数	333	142	436	750
年間10件未満	人数	86	85	76	64
	件数	157	170	170	135
再審査の申請		H28	H29	R3	R4
年間10件以上	人数	12	27	23	18
	件数	670	670	1,295	1,157
年間10件未満	人数	260	231	195	186
	件数	519	458	434	423

※1 各年に処理した審査の申請、再審査の申請、事実の申告、大臣に対する苦情の申出の件数を計上したもの（受理件数とは一致しない。）。

※2 認容等には、審査の申請等の認容裁決、事実の申告の違法・不当行為があったことの確認通知、大臣苦情の採択処理件数を計上し、棄却等には、棄却裁決、違法・不当行為がないことの確認通知、不採択処理件数を計上し、却下等には、却下裁決、不適法通知、不決定処理、取下げ等の件数を計上している。

※頻回申出者による申出が全体の半数以上を占めている。

## 5 - 3.不服申立ての処理までの一般的なプロセス



### ※2 刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会

- 行刑改革会議提言（第三者の目から見ることによって公平かつ公正な救済を確保するという視点が必要）を踏まえ、平成18年1月に設置。弁護士会や医師会から推薦を受けた者等から選任された委員により構成。
- 法務大臣に対する再審査の申請及び事実の申告について、被収容者の不服に理由がないと判断しようとするものについて、事前に審査。
- 令和4年末時点で、324回の会議が開催され、3,745件の審査を実施。

## 6 . 刑事施設視察委員会制度の現状

## 6. 刑事施設視察委員会制度の現状

### ○刑事施設視察委員会の設置

行刑改革会議提言～国民に理解され、支えられる刑務所へ～（平成15年12月22日）

- ▷ 国民に理解され、支えられる行刑施設を作り、また、職員の暴行事案等の再発を防ぐには、行刑運営の実情を**市民の目**にも触れさせ、職員にも**市民の目**を意識させることが重要であると考えられる。
- ▷ （市民参加の仕組みの）目的としては、**行刑運営の透明性を確保**することに加え、（中略）**適正な行刑施設の運営を援助し、行刑施設と地域社会との連携**を深めることを掲げるべきだと考える。  
なお、委員会は、面接等を通じて、被収容者から不服等を聴取したり、行刑施設の長に意見を述べる機会を持つことになるが、市民参加の仕組みは、（中略）**個別事案の救済を目的とした「人権救済のための制度の整備」とは異なる意義**を有するものである。
- ▷ 委員会の活動が、更に**多くの国民の目に触れる**よう、委員会は、活動の結果について年次報告書を作成し、法務大臣に提出するとともに、適宜の方法によりその**内容を公表**するものとすべきである。



#### 刑事施設視察委員会

「刑事施設の運営の改善向上」という目的のために、

- ・**刑事施設の視察**
- ・**被収容者との面接**
- ・**被収容者からの書面**（「意見・提案書」。刑事施設内に設置された鍵付きの箱（「意見・提案箱」）に投函又は郵送により提出される）の**確認**
- ・**刑事施設から提供された資料の確認**
- ・**刑事施設の長への意見の提出** 等を行う。

#### 刑事施設の長

- ・視察委員会の庶務
- ・視察委員会への施設の運営状況に関する情報提供
- ・意見・提案箱の設置
- ・視察委員会の意見を基に調査・措置を実施 等を行う。

#### 法務大臣

毎年、委員会が刑事施設の長に対して述べた意見及びこれを受けて刑事施設の長が講じた措置の内容（「措置等報告書」）を取りまとめ、その**概要を公表**する。

## 6. 刑事施設視察委員会制度の現状

### ○ 刑事施設視察委員会の現状と活動

#### 刑事施設視察委員会

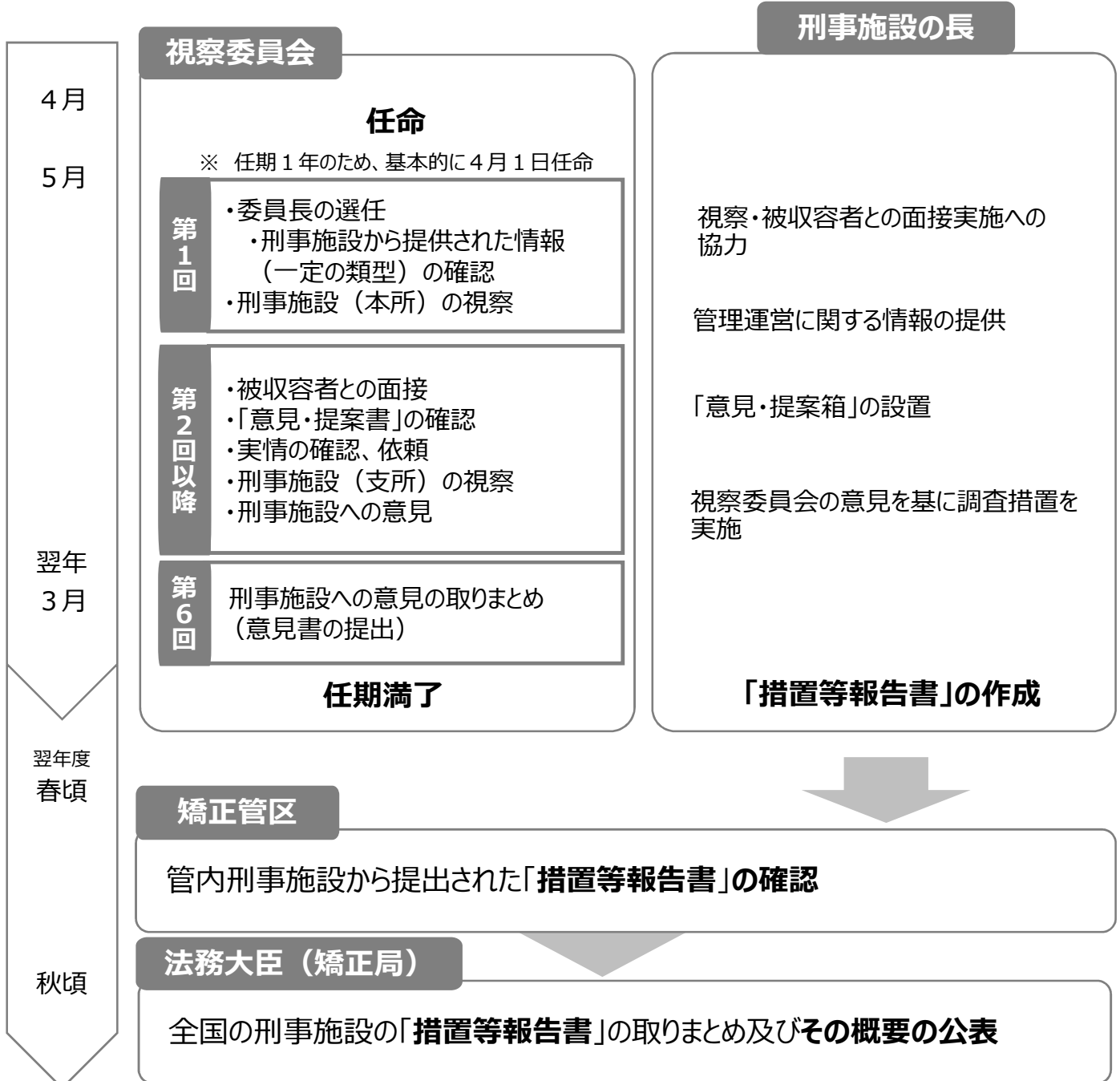
全ての刑事施設の本所に設置されており、令和3年度の設置数は75。

#### 刑事施設視察委員会委員

令和3年度末の委員数は**362名**（施設ごとに4～10名）。

内訳：**弁護士**75人、**医師**71人、**地方公共団体の職員**70人、**地域の住民**など146人。

#### < 年間活動スケジュール（例） >



## 6. 刑事施設視察委員会制度の現状

### ○ 刑事施設視察委員会の活動実績（令和3年度）

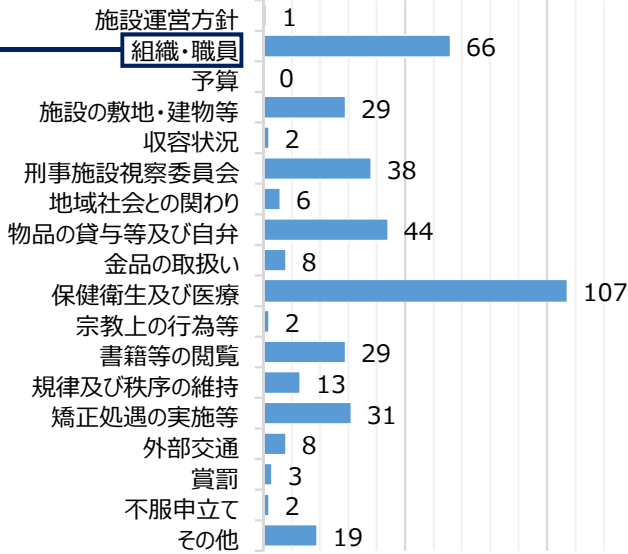
会議回数 417回

視察回数 153回

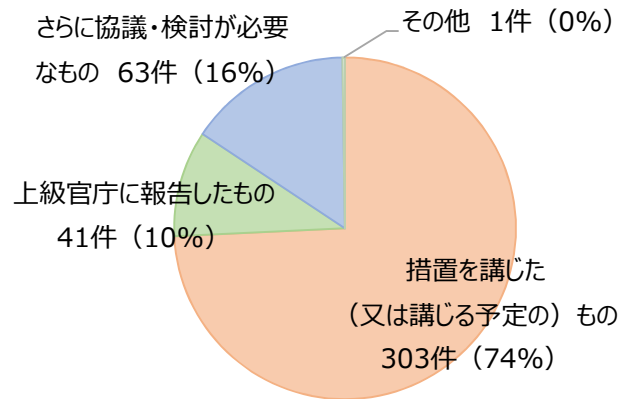
意見数 408件

面接件数 344件

#### 意見の内訳

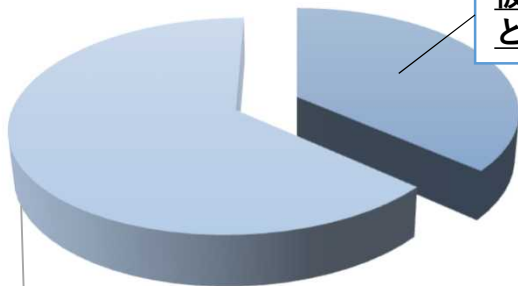


#### 意見への対応



**被収容者から職員の不適切な言動に対する意見があったとして、その改善を求めるもの 24件**

※ 職員から被収容者に対する暴行が行われた事実、又はそれをうかがわせるような意見はなかった。



#### 職員に関する意見（例）

##### 意見

不適切な言動等が認められた職員に対しては、適切な指導等を行うとともに、職員がそのような言動等に至った経緯・背景（仕事のストレス、職員の待遇等）についても調査し、職員自身のケアなど、必要な措置を採らねばならない。また、予防的な面から、特に夜勤担当の職員についても同様の措置を求める。

#### 意見に対する措置（例）

##### 措置

職員の不適切な言動が認められた場合には、事実関係を詳細に調査し、原因・経緯等を明らかにした上で、職員に対し、必要な指導等を実施していきたい。また、夜勤担当職員からも職場環境に関する意見を聴取し、必要な措置を執っていききたい。

## 矯正施設における内部通報制度等について

### 公益通報対応体制

- 大臣官房人事課に**法務本省公益通報窓口**を設置



本省勤務職員のみでなく、矯正施設等で勤務する職員からの通報も受付

矯正局に**公益通報部局責任者**及び担当者が置かれ、通報事案の調査等に対応

- 矯正管区等に各庁公益通報窓口や責任者等を置き、通報事案に対応

### 相談・提言窓口等

- 矯正局における**職員の相談・提言窓口**の設置について、各矯正施設等に対し、周知



**矯正局参事官等**を相談員として指名

電話、インターネットメール、手紙による相談制度を整備（匿名も可）

- 矯正管区、矯正研修所及び各矯正施設にも職員の相談窓口を設置するよう通知し、矯正施設においては、**相談窓口を執務室への掲示**や職員に**メール等で周知**
- 各矯正施設の相談員は可能な限り**複数名を配置**しているほか、**ハラスメント相談員は最低1名を女性職員**とし、アクセスしやすい体制を構築

### その他相談体制等

- 矯正管区等に**メンタルヘルス相談員**を配置し、職員のメンタル面での相談に対する助言、情報提供等の実施
- 矯正施設等に**矯正職員の健康保持等に係る総合対策（コーヘルス・プラン）に基づく相談員**を配置し、家族からの相談体制も整備

**相談しやすい環境の実現**